

2006 年 3 月議会

2006/3/1

知事の政治姿勢について

通告しておりました、鹿屋への米軍移転についての認識を問う質問は割愛し、要望に変えたいと思います。

鹿屋への米軍の移転問題について、知事は、「賛成できない」との意志を表明されております。

26日に鹿屋で開かれた米軍移転の反対集会には、8200名の市民が詰めかけ、「鹿屋には米軍はいらない」という意志を強く表し「米軍再編合意を見直し、基地周辺自治体や住民の立場に立ち、基地の真の整理縮小のため改めて米国政府と交渉すること」を小泉首相に求める決議を採択しました。

鹿屋市の山下市長は、あいさつの中で「市民の生活を守る立場にあるものとして、移駐を認めることは絶対にできない。」「まちづくりには米軍はいらない」と訴えました。

ブッシュ政権が地球規模ですすめている「米軍再編」は、第1に、米軍を世界のどこにでも迅速に展開できる、より機動的な軍隊につくりかえ、再配備するということ、第2にはこの戦争をともにたたかうために、米国と同盟国との本格的な軍事的協力関係をつくりあげることです。日本では、「米軍再編」のこの2つの柱が、世界で最も危険な形で具体化され、在日米軍基地強化と日米軍事一体化がすすめられようとしています。伊藤知事におかれましては、この米軍移転に反対するたたかいは地域住民の平穏と安全を守るたたかいであるとともに、アジアと世界平和を守る大義をもつたたかいであるという認識で、最後まで、反対を貫き通し頑張っていただきたいと思うのであります。

さて、2月24日、谷山港に、2003年3月20日に米英軍が開始したイラク戦争で、この総攻撃に加わり、巡航ミサイル・トマホークを発射したと言われているイージス艦「ジョンSマッケイン号」が入港しました。

鹿兒島港は、全国の民間港の中でも、すでに米艦船の入港がトップクラス、最近10年間でみると、呉港についで、全国で2番目となっています。

また、これらの艦船の核兵器の積載の有無について、県港湾課は、「外務省に照会し、事前協議がなされていないことを確認した」とされています。政府は「事前協議がないから核兵器の持ち込みはない」としていますが、この「事前協議」は、核兵器の「イントロデュース」（長期的な配備）だけを対象とし、艦船や航空機の搭載された核兵器の寄港（トランジット）は対象としないとの「密約」を結んでいたことが米国の公式文書によって明らかになっています。しかも、日本政府が日本語で「持ち込み」という場合は、艦船や航空機による持ち込みは除外した意味で使うことも

合意されているのです。

政府のこのような姿勢に対して、神戸市では、平和な港をまもるとして1975年に神戸港に入港を希望する国に対して「核兵器を積んでいない証明書」（非核証明書）の提出を義務づけ、その提出の内場合は、入港を認めないという、非核「神戸方式」がつけられました。それ以来、神戸港への米艦船の入港は1隻もありません。

知事におたずねいたします。今回入港した「ジョンSマッケイン号」の核搭載について、どのような認識をおもちでしょうか。さらに、本県の港湾管理者として、県民の安全と平和を守るためにも、本県の全ての港において、非核「神戸方式」を導入すべきと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

小泉「構造改革」が本県の県民に与えている影響について、知事がどのように認識されているのかおたずねいたします。

小泉内閣が推進してきた「構造改革」路線、規制緩和万能論は、総理がいう「自信と誇りに満ちた社会」どころか、耐震強度偽装事件やライブドア事件にみられるような「不安に満ちたモラルなき社会、ルールなき社会」になったというのが多くの国民の実感であります。また、社会的格差と貧困の広がり大きな問題となっています。

先日の社民無所属連合の代表質問の中で社会的格差の拡大についての認識を問われたのに対し、知事は、格差拡大と見られる事象を認める一方で、本県は、生活先進県としての豊かさにあふれており、住民の満足度調査でも全国でトップであるということを紹介されておりました。

しかしながら、本県でも、生活保護世帯の増加や、就学援助を受けている児童生徒の割合が10年前には全児童生徒の8.04%であったのに対し、10年間で12.76%と4.72ポイントも増えている実態、国保税の滞納世帯も年々増え、資格証明書の発行も増えて、病院に行きたくても行けない人たちが増加しているという実態があります。

医療制度や年金制度の改悪などの社会保障制度の後退や、庶民増税がおしつけられる中で、知事が紹介されたような豊かさを実感している県民と、生活苦に大変な思いをしている県民と、本県でも社会的格差が広がっていると思われれます。知事の認識をお伺いします。また、そのような状況下での県政執行の責任者として、どのような役割を果たすべきと考えておられるかお聞かせください。

「ムダを削る」について

先に述べたような例に象徴される本県の県民の暮らし向きの厳しい現状と、合わせて県財政の厳しい中で、予算の何を守り、何を削るのか、知事の政治姿勢が問われています。

その何を削るのかという点で、いくつかの問題についてとりあげます。

その一つが、人工島建設であります。

わが党は、この計画が明らかになった当初から、ムダな大型開発と錦江湾の自然を破壊する人工島建設はやめよと、主張してまいりました。

伊藤知事は、一昨年の知事選挙において「人工島建設の大胆な見直し」をかかげ当選されましたが、その見直しの結果として、1期2工区の埋め立ての継続を決定されました。「緑地空間が必要」「防災拠点」などの埋め立て理由については、すでに各方面から批判の声が上げられておりますが、これは、建設目的が破綻した人工島建設を、新たな口実を設けて推進しようとするものにほかなりません。今後の人工島建設については、須賀前知事からの負の遺産を引き継いだその後始末という問題ではなく、まさに伊藤知事自身の責任が問われることになるということを、ここで指摘しておきます。

質問に関しては時間の都合上、今回は割愛し、予算特別委員会での質問にまわすことにいたします。

その2点目は、特別職並びに教育長の退職金の問題であります。条例によりますと、知事は、給料月額 $\frac{3}{2}$ 、副知事及び出納長、教育長は $\frac{2}{1}$ に勤続月数を乗じるとされています。

例えば、須賀前知事の例を紹介させていただきます。特別職を歴任されておりますので、例としては最適かと思えます。総務部長として1983年に退職後、開発公社の副理事長として1年、出納長として8年、副知事として4年3ヶ月、知事として8年1ヶ月の勤務でした。それぞれの退職金について、条例に定められた通りに当時の給料から計算すると、出納長として、給料月額79万円の $\frac{2}{1}$ に月数の96ヶ月をかけて3,792万円、同様に副知事として2,626万5000円、知事としては、給料月額の $\frac{3}{2}$ となっていますので、8,471万3000円、もちろん、県職員時代と開発公社副理事長時代の退職金もありますが、それは含めず、特別職時代だけで、総額1億4,889万円余の退職金を受け取られたことになります。

宮城県では、知事などの特別職の退職金を廃止する条例案がこの3月議会に提出されています。私は、全面的な廃止とまでしなくても、算定にあったって、月数で計算するのではなく、一般の県職員と同様に、年数で算定する方式に改めるべきであることを提案します。どんなご苦勞があったとしても、知事として1期4年間つとめただけで、4千万円を超える退職金はどう考えても、県民の納得できるものではありません。

知事、この問題は、「在り方検討委員会」などを持つ必要もなく、知事の判断一つで、条例の改正をすればできる問題です。知事の英断を求めます。ご答弁ください。

第3点目に、県庁の隣接する土地の購入問題について触れたいと思います。

日本共産党は、この土地購入には、きっぱりと反対します。

ここで10数億円をつぎ込んで、守ろうとされている錦江湾や桜島を望む眺望は、豪華な18階建ての県庁舎をたてたゆえによって生まれた眺望であります。その借金の上に得た眺望を守るために、更に10数億円をつぎ込もうというのが、この土地購入問題の本質であると考えます。

さらに、私はこの土地自体についての問題点を指摘いたします。県が発表した内容によりますと、県庁東側の鹿児島市与次郎2丁目2295番44の8、240.38㎡はトーメン不動産所有で、土地開発基金で取得することとしています。

そもそも、この与次郎地区一帯は、鹿児島市が開発事業団に埋め立てを委託し、昭和47年に完成したものです。今、問題になっている土地は、売却のために設立された国際観光株式会社から、1㎡あたり、29,342円で、昭和48年2月20日売買契約を結び、トーメンが購入した土地です。当時トーメンはこの辺一帯を買い取り、他の土地は売れたのですが、この問題の土地だけは、売れ残ったのです。これを、平成11年2月に、財団法人民間都市開発機構が購入しました。

この民間都市開発機構というのは、通称「民都機構」といい、バブル崩壊後の不良債権化した土地を企業から買い取り、10年以内に買い戻させるという土地取得・譲渡事業を行っている国土交通省認可の財団法人で、会長には歴代、経団連会長が就任し、役員には、省庁の役人の名前や住宅・都市整備公団、ゼネコン、金融機関、不動産業、商社などの大手の民間企業の役員の名前がずらりと並んでいます。

民都機構の問題点について、昨年11月の参議院決算委員会で、わが党の小林みえ子参議院議員が取り上げていますが、民都機構が買い取る土地の件数の実に74%が資本金10億円を越える大企業が所有しているいわば「塩漬け土地」です。そして、この民都機構へは、国の財政支援で、2003年度末の金額で、民間金融機関からの借入金に対する利子補給交付金が95億円、無利子貸付で残高が1097億円、その他一般会計からの交付で90億円、さらに、民都機構に対して登記に関わる登録免許税、不動産取得税の優遇税制など、まるまる国が財政支援をして、大企業の塩漬け土地を買ってやり、10年以内の間預かって、税金を使って、土地保有税や固定資産税などを肩代わりし、その後また、同じ元の企業に売り渡すというものです。

今回、公拡法に基づいて、鹿児島市に届けがなされ、県に照会があったのが1月上旬と聞いておりますが、登記簿謄本を見ますと、民都機構がトーメンに売り戻した売買契約が結ばれたのは1月31日であります。であれば、公拡法にもとづき、鹿児島市へ届けがなされた時点では、所有者は、トーメンではなく民都機構であった。それが、県に売れる見込みがたったので、民都機構は、トーメンに売り戻した。これが、登記簿謄本の記載から受け取れる経過であります。

先に述べたような、民都機構が全国の地方都市で果たしている役割から考えると、高層マンションと18階建ての県庁にはさまれたこの土地に24階建てのマンション建設の計画自体が本当に存在したのか、トーメン不動産支援のための土地購入であるのではないかという疑念をいだかずにはいられません。財政難の折、10数億円もの公費を費やそうというのですから、しっかりと説明責任を果たしていただきたい。知事の答弁を求めます。

4点目に、住宅供給公社への支援問題についてです。

県として、総合的な勘案の上で、114億円もの無利子の貸付を行うとされていますが、私がここで問いたいのは、ここまで公社の経営を破綻させてきた責任はどこにあるのかということです。

住宅供給公社は、100%県が出資している公社です。歴代その理事長には、平成8年までは知事があたり、副理事長に、代々、県の部長もしくは次長職で退職したOBが天下ってきました。平成9年からは、理事長のポストが天下り先となりました。その他、専務理事、常務理事にも多数の幹部OBが天下り、そして、住宅地の開発が無秩序に行われ、大量の塩漬け土地を抱え、金利だけでも年間5億円という膨大な債務超過の現状に至っているのです。

この経営責任は問われないのでしょうか。歴代の理事長並びに、理事の面々の責任が明らかにされないまま、県民には財政難を理由に様々な我慢をしいておきながら、115億円も公費での支援を県民は納得できません。知事、この経営破綻の責任の所在を明確にし、責任を取らせるべきであります。知事の答弁を求めます。

5点目に、同和問題についてであります。

補正議案に、権利の放棄を含む特定調停についての議決を求めるものがありますが、これは地域改善対策事業の中小企業高度化資金として昭和60年以降県が無利子で貸し付けた6件、総額15億5,483万2,000円の内の未償還の14億8,013万3,000円と遅延損害金についての特定調停です。この調停の申立人は、この資金を借りた協同組合鹿児島食品です。この調停案は、この資金の債務者である申立人が、3月31日に4億円を返済することとし、4億円の返済がなされた場合、それ以外の債権を県は放棄し、土地建物の競売申し立てをとりさげ、抵当権の抹消登記をする、という内容です。

県は、この調停に応ずる理由として、「4億円は、担保不動産の競売や申立人及び、利害関係人らの資産すべてに対する強制執行によって得られる回収見込額を上回っていることをふまえ、早期に最大限の債権回収を図ろうとするもの」とされていますが、私にはどう見ても、債務者に有利な調停案に思えてなりません。

そこでおたずねしますが、この担保不動産は1号用地のほぼ中央に位置しますが、地価調査による基準価格では、平方あたり、いくらで、ここの面積では、総額いくらになるのかお答えください。

もう一点、談合防止についてであります。

今議会の補正関係の議案に、勝浦トンネルの工事についての契約締結議案が出されています。この件に関し、県議会議員各位とし、談合情報が寄せられました。談合のための話し合いの日時や経緯、参加者の名前まで特定した大変詳しい情報でした。私個人だけに寄せられた情報であれば、議員個人として、調査いたしますが、議員各位として、議員全体に寄せられており、議会としてこの情報の扱いについて検討すべきと考え、会派代表者会議にその扱いについての協議を提案いたしました。わが会派としては、その情報が本当なのかそうでないのか、議会として調査すべきであること、すでに議案として出されており、執行部にもこの情報を伝え、調査の上で議案として提出するよう、議案を一旦とりさげることが議会として、執行部に要請すべきでないか、ということを提案いたしました。必要であれば、常任委員会の審査のなかでやればよいとして、議会として対処するという事にはなりません。そこで、わが会派として、その旨を執行部に申し入れたいと、

土木部長に面会をお願いいたしましたが、その申し入れ自体を受けるわけにいかないと断られました。

県は、談合防止に努めるとされております。そうであれば、どういう形の情報であれ、まずは、それを受け止め、調査するという姿勢をとるべきではないでしょうか。いかがですか。

また、今回このような形で、情報提供がなされたのは、その文書の中に、「県議に対して告発する理由」として、マスコミ等に入札前に談合の情報として出てきても全く効果がない。それは①発注者が入札を延期して聞き取り調査をしても全業者が否認をする。②入札前に談合情報が出ると、落札業者を入れ替えたり、落札金額を低くしたりカムフラージュして、正当化して契約に至っている。③落札を保留して審査会で審査してもほとんど契約を有効とされる、書かれています。

私は、これまでも何度も取り上げてきましたが、談合情報処理要領を見直し、談合防止に実効あるものとすべきではないですか。さらに他県の例でも談合防止に効果が上がり、国もそうしているように、一般競争入札の金額の引き下げをすべきだと思いますがいかがでしょうか。答弁を求めます。

答弁後（２回目）

県庁隣地の購入について、マンション建設計画は、確かにあったということですが、それも、あらたにホテルやもっと高い階のマンションの計画あるということを示されました。であれば、建設会社名をぜひ公表していただきたい。ここで支払われる１０数億円は、県民のお金であります。県民が納得のいく説明責任を果たすべきです。建設会社にとっても、公表されることで、損害を被ることはないはずです。

民都機構が、全国の地方都市で果たしている役割、大企業が保有している処分の困っている塩漬け土地を、国の支援を受け、一定期間、購入し、税負担などの肩代わりをするという役割から考えると、この土地が、民間の建設会社がその土地の価値を認め、回りに格安のマンションが林立している中で、眺望の悪い土地にマンション建設を進めようとしているとは、到底思えないというのは、率直な思いではないでしょうか。

緊急にわが会派でアンケートをとりましたが、紹介しますと、「県庁舎はホテルでも観光施設でもありません。県としての業務ができればそれで十分です。」「庁舎に行って眺望を楽しむゆとりのある人が県民の何%いるのでしょうか。もっと緊急制の高い問題があるはず」「福祉や教育などもっと血税を注ぐ必要のあるところがあるはず、県民の苦痛に支えられた『眺め』など不要」このような購入反対の強い声がたくさん寄せられました。

私も、錦江湾と桜島は大好きです。地元の吉野の寺山から眺める桜島、西田本通りから眺める町並みから続く桜島、県民は、それぞれとおきの桜島をながめる場所をもっているのです。県庁の１８階から見る桜島だけが桜島ではありません。

「もっと県民のくらしのためにつかってほしい」この声に知事はどうかたえられますか。

土地利用の計画もない、県庁の眺望のための土地購入などきっぱりと断念されるよう強く求めま

す。

中小企業高度化資金の債権の放棄についてですが、この問題について、わが党は、祝迫前県議の時代から問題視し、議会でも取り上げてまいりました。本当にこの中小業者高度化資金が、頑張っておられる中小業者の支援のために使われ、償還にも努力され、しかしながら努力にもかかわらず、償還が送れたときに、それに対して、県として、規則に基づいたきちんとした対応がなされた結果の上での調停であれば、県民に対しての説明もできると思うのですが、この間の経過を見れば、どう見てもそうは思えない。償還が始まってから、まともに返済されたのは2年間だけで、翌年には10万円のみ、それから6年間は、1円も返済されず、次の年から6年間、20万円ずつの返済です。

やっと調停で、解決がはかられるのかと思えば、その調停案では、4億円と引き合えに、一切の債権を県は放棄するとしています。土地の抵当権を抹消すれば、この土地は、8億円もの価値が生まれることが予想されます。このようなことから、この調停案は、中小業者のための資金を返済もせず、更に、債務者有利に幕引きが図られると思わずにはいられないのです。

私がここで更に問題として指摘したいのが、利害関係者の1人、本協同組合の理事長となっている人物が代表となっている全日本同和会鹿児島県連合会へ、運営費補助として、毎年、1200万円をこえる運営費補助が支払われてきたことです。

そもそも、地域改善特別対策措置法が廃止となった現在、同和団体への補助金は廃止すべきであります。いかがですか。

産業と暮らし福祉を守る

以上のようなムダを削って、何を守るのか、私は、次に、本県の産業や県民の暮らしや福祉を守る問題について、おたずねいたします。

まず、農業の問題についてであります。

農水省は、昨年10月、「食料・農業・農村基本計画」の具体化である「経営所得安定対策等大綱」を打ち出しました。

日本農業を危機に追い込んできた政府自身の責任を棚上げにした「大綱」の中に貫かれているのは、国際的孤立を深めているWTO協定の絶対視と、財界の要求であり、輸入自由化をさらに進め、国際競争力に勝てない農家を切り捨てる冷酷な小泉流「構造改革」であります。

質問の第1、本県では、政府のいう「担い手」の要件を満たしている農家と耕作面積の全体に占める割合はいくらになるのか。第2に、集落営農の組織化を進めていき、最終的には、耕作面積で何%をカバーできると見込まれているのか。第3に、国のこのような農家切り捨ての施策から、今こそ本県の農家と、農業を守るための農作物の価格保障や、農家への直接的支援など独自の施策が

求められると考えるが、農政部長のお考えをお聞かせください。

就農支援資金貸付金償還助成事業についておたずねいたします。これは、新規就農者に対して無利子で貸し付ける、就農研修資金や就農準備資金、就農施設等資金について、市町村がその償還額の3分の2以上を助成する場合、その2分の1を県が助成するというものです。つまり、新規就農者が、90万円を借りた場合、30万円は本人が返し、30万円は市町村、30万円は県が助成するという事業です。この事業を導入した市町村は13年度は1町、14年度は4町、15年度は8町、16年度は13町というように、年々広がってきていました。ところが、県が助成を15年度貸付までとし、16年度貸し付けの分から、助成を打ち切ったため、3分の2が丸々市町村の負担となったのです。

実施市町村の担当者に尋ねたところ、「とてもいい制度で、農業大学校に行く人たちが利用している。もともと県が助成をするということで町でも助成を始めたので、県が助成をやめたので、町の助成も見直しをしようと考えている。ぜひ県の制度を復活させてほしい」ということでした。

おたずねします。かごしまの農業を担う人材の育成という点では、このような支援は非常に有効であると考えますが、どうして新規の助成を打ち切ったのか、復活させていただきたいと考えますがいかがでしょうか。

次に大型店の進出問題であります。私は、日本共産党のただ1人の県議として、全県をまわっておりますが、そこで目にするのは、まちの中心部の商店街は、人通りが少なくシャッター通りとなっており、それに対して、郊外にいくと、広い駐車場をもった大店舗が競い合うようにずらりと並んでいる光景です。

商店街の衰退の原因はさまざまですが、すでに個々の商店、商店街の努力をはるかにこえたものとなっています。「バブル」崩壊後の経済失政と小泉「構造改革」によって国民の所得と消費購買力が押さえ込まれ、売り上げの大幅な減少が大きくひびいている上に、大店法の改悪、そして廃止で、大型店の出店・撤退、深夜営業などを野放しにされたからです。

このような状況の中で、今、自治体独自に大型店出店を規制する「まちづくり条例」をつくり、地元商店街のにぎわいをとりもどす取り組みが行われています。

こうした運動と世論におされ、政府も、今国会に都市計画法の改定案を提出し、同法にもとづく土地の利用規制を厳しくして、大型店の郊外出店の抑制をはかる方向で検討をすすめています。ところが、日本経団連の奥田会長など、経済財政諮問会議の4人の民間議員は「構造改革に逆行する」として、大型店規制に反対しているのです。

ここで、昨年10月に制定された「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」を紹介しますと、特定小売商業施設の新設の場合は、立地市町村や隣接・周辺市町村で説明会を開き、その説明会での意見などを県に報告すること。県は、関係市町村から、商業まちづくりの推進の見地からの意見を聴取すること。関係市町村の住民等は、商業まちづくりの見地から意見を述べるができること。そして、特定小売商業施設の立地を抑制する地域を明確に定める方針案も策定されようと

しています。

質問の第1は、県下の市町村の中心部の商店街の衰退の状況とその原因について、どのように認識されていますか。第2に、この福島県のように県独自で、県下市町村の「まち」をまもっていくための条例制定を行うべきだと提案いたしますが、県の考えをお聞かせください。

次に乳幼児の医療費助成についてであります。

乳幼児医療費助成制度の充実が少子化対策に有効な施策であるは明らかで、国もその制度の充実を言い始めました。

本県では、18年度から、乳幼児医療費助成について、助成方法をこれまでの償還払いから、自動償還払いにするとされています。乳幼児を抱えての面倒な申請の手間が省け、申請したくてもなかなかできなかった人たちに対して利便性が図られることについては、一般質問の度にこの問題を取り上げて来た者としては、半歩ほどの前進かなと思うところではありますが、自動償還払いでは、病院の窓口で、一旦全額を支払うと言う点では、従来と変わりません。また、18年度から、県立病院での出産にあつたての助産料を引き上げようとしておられますが、このことはまさしく、少子化対策に逆行するものではないでしょうか。値上げの理由に、九州各県の公立病院や県内公立病院の助産料と比較してとされていますが、本県の助産料が他と比較して、たとえ安かろうが、少子化対策として、料金の据え置き、もしくは引き下げこそ必要ではないでしょうか。

18年度の新設事業として、少子化対策懇話会を設置し、多方面から少子化対策の意見を聞きたいとされており。もちろん、県民の意見を聞くことは結構ですが、この間のさまざまな世論調査やアンケートから、若い子育て世代が求めているのは、子育てに関わる財政的な負担の軽減であることは明らかであります。

乳幼児医療費の現物給付に踏み切られないのはなぜなのでしょう。また、助産料は引き上げではなく、引き下げるべきだと考えますが、いかがですか、明確にお答えください。

安全・安心の郷土づくりについて

昨年、一昨年の台風は、本県に甚大な被害をもたらしました。尊い命が失われたのをはじめ、県内各地で、住宅や道路、崖崩れや堤防の決壊、そして農作物が被害に遭いました。私は、これまで質問で、危険箇所の対策や農作物の被害に対しての支援策などを求めてきましたが、今回は、県内各地で起きている、越波、塩害、浸水対策についてとりあげます。

浸水には、様々な要因が考えられ、外水、内水、両面での対策が必要となります。護岸の嵩上げや、招き扉や貯水池の整備、排水ポンプの整備など、その実態に即した対応が求められると思います。しかしながら、そのための調査や整備が完了するまでは、台風や豪雨の度に、住民は、不安をかかえ、被災することになります。

そこで提案をいたします。

国土交通省九州地方整備局には移動式の排水ポンプ車が44台あり、その内、川内川河川事務所に6台、肝付町の大隅工事事務所に3台配備されています。この排水ポンプというのは、25メートルのプールの水を数分間で排水できる機能を有したものです。直轄河川流域に配備されていることから、薩摩半島北部と大隅半島南部にあることになります。直轄河川流域が内水の排水について問題がないときには、他の自治体からの要請があれば、派遣が可能であり、実際に昨年台風14号の時には、宮崎県に応援に行っています。17年度の補正で、更に2台が、川内河川事務所に配備されるそうです。

そこでおたずねしますが、現在の配備でカバーされない薩摩半島南部や大隅半島北部などもカバーできるよう、配備について国に要請してはどうかと考えますがいかがでしょうか。また、国でできないとすれば、毎年の要に県土のどこかで起きている浸水対策のために、県独自で、購入することを検討していただきたいが、いかがでしょうか。1台が小さなもので5千万円から6千万円、毎分60トン級のポンプ車では9000万円するものですが、眺望のための土地の購入の10億円を考えると、10台購入して、県下に配備できるものです。ぜひ検討いただきたい。いかがでしょうか。

出水市の下知識海岸、通称六十間土手の越波対策についておたずねいたします。この海岸は、階段式の親水護岸となっております。全面に広く八代海が広がり、すばらしい景観であります。日頃から海から寄せる風が大変強いことも地元ではよく知られているところです。

平成16年9月29日に上陸した台風21号により、被害をうけたことで、その対策を住民のみなさんと共に県にお願いをする中で、調査の予算がつき、その調査解析結果の説明会が、昨年末に地元で開かれました。その説明会で県が配布された資料によると、階段式護岸を波が「はうようにうち上がり、背後地に越流した」「越流した水流により裏法面の石積護岸もしくは土羽が流され、護岸によって押さえられていたコンクリート壁が倒壊した。」「また、越波した水塊は高低差3.5m下の背後地道路舗装を叩き、アスファルト舗装を破壊した」など、なまなましい被災の実態が写真と共に示されています。後背地の水田では、収穫前の稲が塩害の被害にあいました。

ところが、調査解析の結果は、現況施設の護岸で、問題はないというものでした。ここで、私が問題であると思うのは、現況施設の評価に用いられた今回の台風の最大風速が、この海岸でのものではなく、15キロも離れ、地形上も長島や半島の反対側の阿久根測候所の観測数値、最大風速毎秒21.8mであるということです。

出水市には風速を測る測候所がなく、実際の下知識海岸での風速が測れないことは理解しますが、実際とかけ離れた場所での測定数値を使って、問題ないという結論を出されることには納得できません。

今回の台風で、階段式護岸の部分では、先に述べたような越波・越流の被害がでましたが、隣接する波返しの堤防のところでは、越波は起きませんでした。地元の住民のみなさんは、景観よりも、安全が第1である、ぜひ護岸の上に波返しをつけてほしいと要望されています。ぜひ、再度検討いただきたい。いかがでしょうか。

最後に県道鹿児島吉田線の18年度事業費についておたずねいたします。

質問の度にとりあげておりますが、この県道の養護学校入り口交差点周辺では、既存の建物が解体され、更地になったり、後背地に移ったりしており、住民のみなさんは、長年の懸案であった渋滞の解消のための右折の車線ができるのを今か今かと大変期待して待っております。

そこでおたずねします。この交差点の改良に関わる18年度予算の事業費、事業内容、進捗率をお示してください。また、従来から申し上げておりますが、ここと合わせて、帯迫交差点の改良も進めて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

答弁後（3回目）

私は、今回の質問原稿を作りながら、現在の県財政の破綻を招いた責任、住宅供給公社の経営破綻を招いた責任、多額の債権を放棄せざるを得ないような状況を作った責任、これらが、県政上の重大な問題であるのかかわらず、全くその責任の所在が明らかにされず、まるで自然にそのような状況に陥ったごとく、その後始末に県民の税金が使われていく現状に怒りを覚えました。

県政は、県民のためにあるべきであります。何よりも、県民の暮らしや福祉を守る、県の財政が厳しい時だからこそ、その視点での、県政執行にあたられることを強く要望し、質問を終わります。